

業 務 速 報

NO. 1288
2022. 1. 26
J R 東海労働組合
発行 木下 和樹
編集 斉藤 孝紀

申第20号「列車内における異常事態発生に関する申し入れ」・申第21号「健康診断に関する申し入れ」と会社は組合と団体交渉をせずに窓口で回答!

最近、鉄道各社においてコロナウィルスによる緊急事態宣言解除後、輸送量が増えつつある中で、走行中の列車内において放火事件や殺傷事件など、あってはならない異常な事態が発生している。乗客や乗務員の命を守るために、本部は1月26日に申第20号に申し入れを行いました。

また、組合員が出向期間終了となり、12月1日付けで新横浜駅に配属となった。そして、会社から健康診断受診の指示がされたが、健康診断を受検するにあたり様々な問題点が存在しているので、12月20日に申第21号として申し入れを行いました。2点の申し入れに対し、早急な団体交渉の開催を求めましたが、会社は団体交渉事項でないことを理由に、組合と団体交渉を開催せず、1月24日に窓口での回答をしました。

会社回答と議論内容は以下の通りです。

《本部からの申第20号と会社回答》

1. 連続して発生した列車内での異常事態や事件に対して、会社としての見解を明らかにすること。

【回答】

当社はお客様の安全を確保するため、これまで様々なセキュリティー対策を講じているが、一連の事件等をうけてより一層の安全確保に取り組んでいく。線区や車両等の状況を踏まえつつ、引き続き警察と連携しながら安全の確保に取り組んでいく考えである。

2. 一連の異常事態に対して、乗客や乗務員の生命と安全確保が、何よりも大事であるとする。会社の対策を明らかにすること。

【回答】

鉄道事業者として鉄道施設内の安全を保つために、最大限の努力をしていく。当社はこれまでも様々なセキュリティー対策を講じているが、一連の事件等をうけてより一層の安全確保に取り組んでいく。

線区や車両等の状況を踏まえつつ、引き続き警察と連携しながら安全の確保に取り組んでいく考えである。

3. 京王線での事件を受けて、国土交通省が11月2日にオンラインで「緊急安全統括管理者会議」が開催されたが、国土交通省からの指摘や要請について明らかにすること。同時に、指摘や要請に対する対策を明らかにすること。

【回答】

国土交通省が会議の議論を踏まえた対策とりまとめ資料を発表しているため、国土交通省のホームページを確認いただきたい。警備強化や車両新造時の防犯カメラ設置等の対策実施を既に進めているところである。国土交通省の見解や今後の検討会の方針等も踏まえながら、今後も安全確保に取り組んでいく。

4. 乗客や乗務員の生命と安全確保のために、早急に新幹線は車掌を3名体制に戻すこと。

【回答】

そのような考えはない。当社はこれまでも様々なセキュリティー対策を講じ、安全の確保に取り組んでいる。今後も警察と連携しながら必要な安全確保に取り組んでいく考えである。

5. 11月15日から在来線の一部区間の車内警備を始める報道された。乗客や乗務員の生命と安全確保のために、全区間車内警備を行うこと。

【回答】

在来線については駅構内の巡回等を実施してきたことに加え、一連の事件を踏まえて11月15日から警備員の数を増やして、ランダムに列車への警乗や駅構内の巡回を実施している。

6. ワンマン列車は、あまりにも無防備であるので、ワンマン運転をやめ、車掌を乗務させること。

【回答】

そのような考えはない。ワンマン列車が無防備であるとの認識はない。

7. 緊急事態はケースバイケースであり、千差万別であるため、実態にそぐわないマニュアル作成は行わないこと。

【回答】

会社が適切に対応する。

8. 新幹線で改札機に顔認証システムを試行しているが、顔認証システム導入目的や運用の詳細、スケジュールを明らかにすること。

【回答】

現在行っている顔認証実証実験は、新サービスの実現可能性を検証するためのデータの取得や課題の抽出を行うことを目的としており、あくまでもお客様サービスの観点行うものである。

《主なやりとり》

組合：1の回答で「より一層の安全確保を行う」とあるが、より具体的な対策は何か。

会社：現時点で話せるものはないが、新製車両に防犯カメラの設置を行っていく。在来線では両運転台に防護盾を搭載する。

組合：新幹線の防犯カメラは何か異常があると指令に届くシステムとなっているが、あくまでも防犯カメラであり、映し出すだけである。

会社：異常を迅速に把握できることは、有意義なことであり、迅速に対応できる。効果のある設備である。当社はセキュリティー対策は力を入れている部分である。それを継続してやっていくことが大前提である。

組合：警察の連携と言われたが、警察官も列車に乗っているのか。

会社：乗っていると思う。

組合：新幹線も在来線も乗っているのか。

会社：在来線については確かめていないが、新幹線は乗っているところを見た。具体的なセキュリティーの関係もあり、警乗についてはこれ以上話せない。しかし、駅構内については警察と連携している。詳細はセキュリティー上これ以上言えない。

組合：会社として警察に列車警乗を依頼するのか。

会社：依頼するものではない。言えるのは連携して協力を得ている。

組合：11月2日の国交省緊急安全統括管理者会議に当社も当然参加しているのか。

会社：当然参加していると思う。国交省からの要請は京王線での事件への対策と記憶している。詳細は国交省のホームページを見れば分かる。当社としてしっかりやっている。

組合：今後、国交省からの要請があれば、それに従っていくのか。

会社：従っていくこととなる。必要な対策はやっていく。

組合：5について「11月15日より警備員を増やしている」としているが、一部区間とは具体的にどの区間か。

会社：セキュリティー上で答えられない。

組合：一部区間だけでは意味はなく、全区間とすること。

会社：線区の特性を考えてランダムに実施していく。全区間・全列車に実施するのは無理である。

組合：一部区間とは乗客が多い線区と考える。

会社：そうなると思う。

組合：警備員は全日警のみか。それとも数社警備会社と契約しているのか。

会社：全日警も含まれるがセキュリティー上、答えられない。

組合：J R 東日本の品川駅構内を見ると、ユニホームの違いから数社の警備会社と契約している。

会社：警備会社は多数ある。新幹線は全日警と契約しているが、会社間の契約なので答えられない。

組合：ワンマン列車は無防備であると認識しているが、会社回答では「ワンマン列車は無防備であるとの認識ではない」としているが、全くの無防備である。

会社：会社は無防備とは思っていない。

組合：2の「最大限の努力」とは防犯カメラを搭載することも含まれているのか。

会社：そうであるし、防護盾搭載や警察と連携しながら防犯訓練を適宜実施していく。

組合：8の顔認証システム導入は、今現在社員を対象に実施していると思うが、現段階はシステムの確立をめざす段階なのか。

会社：そうである。

組合：顔認証はマスコミで人権侵害の報道がされているが、会社としてどう考えているのか。

会社：具体的にどうか、どうさせることが未定なので、その報道内容を含めて未定である。今現在は仕組みの確認しかしていない。人権侵害の意見はこれから議論していくこととなる。スケジュール等は答える段階ではない。

組合：「今、これが課題だ」というものがあるのか。

会社：始めたばかりで課題というものが届いていない。顔認証の機械が正常に動作するのかを検証する段階である。まだまだであるとの認識である。

組合：組合として乗客と乗務員の命を、事件や異常事態から守るとして申第20号として申し入れたが、警察と連携しながら、未然に防ぐために努力せよ。だから、新幹線の車掌を3名体制に戻せ。

会社：車掌3名体制にする考えはないが、新幹線の体制を見た上で行っていくし、当社は防犯意識が高いので、これからも防犯に対してやっていく。

組合：事件や異常事態を未然に防ぐ立場で、防犯対策を実施せよ。

《本部からの申第21号と会社回答》

1. 今回、J R 本体と出向先企業（SMT）との健診データ引継ぎができない理由を明らかにすること。

【回答】

健康診断は事業主単位で実施・管理をするものであり、当社においては出

向先から復帰した場合に、会社での健康診断を受検してもらうこととしている。当社は会社として確実に健康診断を実施し、結果を管理していることが重要と考えているため、出向先から当社に復帰する際において健診結果等を会社間で引き継ぐ運用は考えておらずその必要もない。

2. 12月8日の未受診になった事象に対して、本人に謝罪する共に、当日、受診のための移動時間と受診に要した時間を、超過勤務として支払うこと。

【回答】

謝罪する考えはない。本人には丁寧に状況を説明したと聞いている。健康診断は自己の時間で受検するものであり、12月8日新横浜駅と健診会場の往復に要した時間及び健診会場における時間について時間外労働として扱う考えはない。

3. 名古屋セントラル病院での受診は会社の都合であり、「雇入健診」であるので、代用証の発行はもちろんのこと、当日の勤務認証は出張扱いとすること。

【回答】

名古屋セントラル病院での健康診断は雇入れ時の健康診断ではない。今回のケースにおいては代用証を使用して自己の時間で受検してもらうので、健康診断にかかる時間は自己の時間となる。

《主なやりとり》

組合：会社間で健康診断データのやりとりはしないと言うが、彼はSMTへ出向していて、SMTは協力会社ではないか。

会社：捉え方の違いで、当社としては出向から復帰したら、まず健康診断を受検するという考え方で実施しているものである。

組合：12月8日明けで、東京健康管理室へ赴いたが、健康診断が完了していなかった。指示を会社がしたのだから余りにもお粗末、杜撰である。

会社：手続き上もあったが、本人には現場で説明をしている。

組合：出向から復帰したらまず健康診断であるならば、全て会社都合である。

会社：会社都合でなく、健康を維持していく趣旨であり、健康診断はあくまでも自己管理である。

組合：12月8日に東京健康管理室へ行ってこいと指示され行ったが、健康診断が未完となった。

会社：気持ちは分かる。レントゲンと心電図が出来ないことは知らなかったのではないか。

組合：では、静岡健康管理センターに指定出来ないのか。

会社：分からないが、今回セントラル病院に受検することとなった。

組合：東京健康管理室の担当者が「雇入検診」のニュアンスで発言されているが、今回の検診は「雇入検診」ではないのか。

会社：出向からの復職なので、「雇入検診」ではない。定期健康診断と判断している。

組合：安全衛生規則第43条の「雇入検診」、第44条「定期検診」となっているが、会社は44条を適用と考えているのか。

会社：そうである。

組合：定期健康診断は、例えば交番検査など日勤勤務の社員は勤務免除で受検している。実態を考えるならば、今回のケースは名古屋セントラル病院での受検を考えるならば、日勤指定し出張で受検することが当たり前である。

会社：気持ちは分かる。

組合：ましてや、「セントラル病院に9時15分に行け」では間に合わない。自己時間であるならば、本人が行きやすい時間を決めさせろ。9時15分は誰が決めたのか。セントラル病院の都合なのか。

会社：東京健康管理室である。

組合：「名古屋に9時15分までに行け」は、正気の沙汰ではない。

会社：会社が設けているので、今回はこのようになった。

組合：本人を入れて、嫌がらせとしか思えない。

会社：そんなことは一切無い。健康診断をする側の事情である。

組合：自己の時間であるならば、もっと柔軟に時間を設定せよ。

会社：今回はこのようになった。

組合：9時15分は常識ではない。

会社：次回からは職場の近くで受検出来るようになる。

組合：組合としては、出張扱いにして、常識ある時間設定で実施せよ。

会社：意見は聞く。

組合：組合は、43条の雇入検診と認識している。従って、特殊健康診断である。なので日勤指定をし出張扱いで検診となる。過去にも、勤務扱いで受検している事実がたくさんある。

会社：今回は自己の時間である。

組合：本人は納得しない。

会社：やらされ感ではないので。

組合：納得いかない。今回ケースだけでなく、これからも起こりうるケースと考える。その場合、日勤指定・出張扱い、代用証を発行して受検できる制度とせよ。

以 上